

別表八(一)

「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が内国法人から受ける配当金等の額について法第 23 条(受取配当等の益金不算入)(措置法第 67 条の 6 第 1 項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は平成 27 年改正前の法第 23 条(受取配当等の益金不算入)(平成 27 年改正前の措置法第 67 条の 6 第 1 項又は第 67 条の 7 第 1 項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等))の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表八(一)付表を記載し、益金不算入の対象となる金額を計算する必要があります。

この明細書の記載に当たっては、①令第 22 条第 1 項(当年度実績による負債利子等の計算)又は平成 27 年改正前の令第 22 条第 1 項及び第 2 項(当年度実績による負債利子等の計算)による場合には「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、②令第 22 条第 4 項(基準年度実績による負債利子等の計算)又は平成 27 年改正前の令第 22 条第 5 項(基準年度実績による負債利子等の計算)による場合には「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。

(注) 1 上記②による場合には、「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。

2 令第 22 条第 4 項又は平成 27 年改正前の令第 22 条第 5 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日又は平成 22 年 4 月 1 日に存する法人について適用がありますが、これらの法人が同日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの(その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの)に限ります。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期に支払う負債利子等の額 3」及び「当期に支払う負債利子等の額 19」	当期に支払う負債利子のほか、令第 21 条(負債の利子に準ずるもの)に掲げるものも含めて記載します。	
「連結法人に支払う負債利子等の額 4」	その内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記載します。	
「特別利子の額 5」及び「特別利子の額 20」	平成 27 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において、平成 27 年改正前の措置法第 67 条の 7 第 1 項(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子の額を記載します。	
「期末その他株式等の帳簿価額 13」及び「受取配当等の額から控除する負債利子等の額 14」		平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、記載を要しません。
「受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(11)+(12)-(14)×50%+(15)×(20%又は 40%) 16」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第 67 条の 7 (保険会社の受取配当等の益金不算入の特例)の規定の適用を受ける場合 (1)+(2)-(11)+(12)-(14)×50%+(15)×(20%又は40%) (2) (1)以外の場合 (1)+(2)-(11)+(12)-(14)×50%+(15)×(20%又は40%)	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「基準 年度 実績 により 負債 利子 等の 額を 計算 する 場合」 の各 欄	「平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで又は平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額 24」	次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を記載します。 (1) 当期が平成 27 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合 平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度において支払った負債利子等の額の合計額を記載します。 (2) 当期が平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度において支払った負債利子等の額の合計額を記載します。	これらの事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債利子等の額がない事業年度がある場合には、その控除すべき負債利子等の額のない事業年度の負債利子等の額は含めません。
	「同上の各事業年度の関係法人株式等又は関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額 25」	次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を記載します。 (1) 当期が平成 27 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合 「24」に記載した金額のうち、その各事業年度の関係法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。 (2) 当期が平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合 「24」に記載した金額のうち、その各事業年度の関連法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。	平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき平成 27 年改正前の法第 23 条及び平成 27 年改正前の令第 22 条第 1 項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額又は平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき法第 23 条及び令第 22 条第 1 項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。
	「平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度のその他株式等に係る負債利子等の額の合計額 29」	当期が平成 27 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合において、「24」に記載した金額のうち、その各事業年度の完全子法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。	平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき平成 27 年改正前の法第 23 条及び平成 27 年改正前の令第 22 条第 2 項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。 なお、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、記載を要しません。
	「負債利子控除割合 30」及び「受取配当等の額から控除する負債利子等の額 31」		平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、記載を要しません。
	「受取配当等の益金不算入額 (17) + ((18) - (27)) + ((28) - (31)) × 50% + (32) × (20%又は 40%) 33」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第 67 条の 7 (《保険会社の受取配当等の益金不算入の特例》) の規定の適用を受ける場合 $(17) + ((18) - (27)) + ((28) - (31)) \times 50\% + (32) \times (20\% \text{又は} 40\%)$ (2) (1) 以外の場合 $(17) + ((18) - (27)) + ((28) - (31)) \times 50\% + (32) \times (20\% \text{又は} 40\%)$	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「 当 年 度 実 績 に よ る 場 合 の 総 資 産 価 額 等 の 計 算 」 の 各 欄	「総資産の帳簿価額 34」	確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。）を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
	「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等 35」	次の場合に応じ、それぞれ次のとおり記載します。 (1) 当期が平成 27 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合 次のイからニまでに掲げる金額（法人が連結法人である場合にあってはイからホまでに掲げる金額）の合計額からへに掲げる金額を減算した金額を記載します。 イ 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することによって代えて積立金として積み立てている金額 ロ 特別償却準備金として積み立てている金額 ハ 土地の再評価に関する法律第 3 条第 1 項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第 7 条第 2 項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額 ニ その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じです。）に係る評価益等相当額 ホ 法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額に相当する金額 へ その他有価証券に係る評価損等相当額 (2) 当期が平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合 (1)のイからハまでに掲げる金額（法人が連結法人である場合にあっては(1)のイからハ及びホに掲げる金額）の合計額を記載します。	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。
	「期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額 37」	次の場合に応じ、それぞれ次のとおり記載します。 (1) 当期が平成 27 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合 各期末における期末関係法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。 なお、この場合の期末関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）を、当該事業年度終了の日以前 6 月以上（当該他の内国法人が当該事業年度終了の日以前 6 月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該事業年度終了の日まで）引き続いて有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資など、平成 27 年改正前の令第 22 条第 3 項の規定により関係法人株式等となるものをいいます。 (2) 当期が平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合 各期末における期末関連法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。 なお、この場合の期末関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 3 分の 1 を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式	「前期末現在額」には、期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等とこれら以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の「当期末現在額」の金額をそのまま記載します。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「 当 年 度 実 績 に よ る 場 合 の 総 資 産 価 額 等 の 計 算 」 の 各 欄		又は出資を、当該事業年度終了の日の6月前の日の翌日（当該他の内国法人が当該翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日）から当該事業年度終了の日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。	
	「株式及び出資等 38」	各期末における税務計算上の帳簿価額により、次により記載します。 (1) この欄には、期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等の帳簿価額を記載します。 この場合の期末完全子法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に当該事業年度開始の日（当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合にあっては、当該他の内国法人の設立の日）からその終了の日まで継続して完全支配関係があった場合（当該内国法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該事業年度終了の日まで継続して当該内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。 (2) 外国法人、公益法人等若しくは人格のない社団等若しくは次に掲げる法人の株式若しくは出資又は当該内国法人の株式若しくは出資を除きます。 イ 資産の流動化に関する法律第2条第3項《定義》に規定する特定目的会社 ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項《定義》に規定する投資法人 ハ 措置法第68条の3の2第1項《特定目的信託に係る受託法人の課税の特例》に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人 ニ 措置法第68条の3の3第6項《特定投資信託に係る受託法人の課税の特例》に規定する特定投資信託に係る同条第1項に規定する受託法人 (3) 措置法第3条の2《内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例》に規定する特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。以下同じです。）及び平成19年改正前の措置法第68条の3の4第1項に規定する特定投資信託（同項第1号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除きます。以下同じです。）がある場合には、その帳簿価額を含めて記載します。	平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、記載を要しません。
	「受益権の帳簿価額 × $\frac{50 \text{又は} 25}{100}$ 39」	各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。 なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益権についてはその帳簿価額の2分の1相当額（$\frac{50}{100}$）により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1相当額（$\frac{25}{100}$）によります。	外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の50%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされている証券投資信託をいい、このうち、75%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとさ

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
			れているものを特定外貨建等証券投資信託といいます。 なお、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、記載を要しません。

4 根拠条文

法 23、24、平成 27 年改正前の法 23、24、平成 27 年改正法附則 21、23、25、72、平成 19 年改正前の法 23、平成 19 年改正法附則 34、令 19～23、平成 27 年改正前の令 19～20 の 2、22～23、平成 27 年改正令附則 2、5、平成 19 年改正前の令 19 の 2、19 の 3、22、23、平成 19 年改正令附則 8、規則 8 の 4、8 の 5 の 2、平成 27 年改正前の規則 8 の 4、措置法 67 の 6、67 の 7、平成 27 年改正前の措置法 67 の 7